

(様式4)

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		能登町					
プ ラ ン の 名 称		公立宇出津総合病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 25日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	公立宇出津総合病院					
	所 在 地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地					
	病 床 数	188床					
	診 療 科 目	内科、消化器科、循環器科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、神経科精神科、眼科、整形外科、小児科、小児外科、泌尿器科、放射線科、脳神経外科、リハビリテーション科、心臓血管外科、皮膚科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>公立病院として、果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。</p> <p>当院においても、これまで急性期医療及び2次救急医療を提供する中核病院として、その役割の一端を担ってきたが、今後も地域に密着し、町民の意向や要望を反映した医療サービスを行うことで町民の健康の増進に貢献することが使命であり、町民から信頼され、町民から安心感を求められる、町民のための病院でなくてはならない。</p> <p>また、これらの役割を担うために、圏域内の医療機関との機能連携を推進し、地域医療の向上と促進に寄与することが期待されている。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>繰出基準に関する総務省通知の考え方に基づき、項目ごとの算定を基本とする。</p> <p>救急医療の確保に要する経費：全額(48,000千円を限度とする。)</p> <p>建設改良分：病院事業債元利償還金の1/2</p> <p>研究・経営研修費：1/2</p> <p>共済追加費用：1/4</p> <p>基礎年金拠出金公的負担金経費：1/4</p> <p>リハビリテーション医療に要した経費のうち収入で充てることができないもの：1/2(7,000千円を限度とする。)</p> <p>小児医療に要した経費のうち収入で充てることができないもの：1/2(17,000千円を限度とする。)</p> <p>自治体病院の再編等に要する経費：全額</p> <p>不採算地区病院運営経費：交付税措置相当額</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	93.7	93.3	99.9	100.6	102.0	
	職員給与費比率	56.6	56.9	53.7	52.4	51.3	
	病床利用率	64.6	85.1	91.6	91.6	91.6	
上記目標数値設定の考え方		<p>計画2年度目に当たる平成22年度に経常黒字化を目指す。</p> <p>不良債務、資金不足(健全化法)を解消(平成24年度末)</p> <p>(経常黒字化の目標年度：22年度)</p>					

団体名  
(病院名)

能登町  
(公立宇出津総合病院)

経営効率化に係る計画 数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	21年度から、外来窓口及び病棟業務の全ての医療事務を、アウトソーシングする。
	事業規模・形態の見直し	許可病床数の適正化(H21) (21年度より病床数を120床に削減する。) 病床数に応じた組織の見直し(計画期間中) 医師確保の状況等、医療環境を踏まえて診療機能の再検討(計画期間中)
	経費削減・抑制対策	人件費の削減 (ア)事務務職及び労務職の退職後の職員不補充(民間委託や臨時職員への切替) 委託費の削減 (ア)他病院との委託費の比較及び仕様書の見直し (イ)総点検による人員配置の適正化 薬品費の削減 薬品費の削減 (ア)物流管理システムによる定数管理 (イ)定数配置薬の見直し及び不動態在庫の見直し (ウ)後発医薬品の集約 (エ)医薬品の同種同効薬の一本化 診療材料費の削減 (ア)物流管理システムによる定数管理 (イ)同種材料の一本化 医療機器のコスト削減 (ア)原価計算の導入 (イ)有効利用の促進 (ウ)地域医療機関からの要望に応じた医療機器の更新及び導入 (エ)計画的な更新及び医療環境の変化に即応した導入 (オ)導入後の稼働状況等の評価
	収入確保対策	収入の確保 (ア)看護基準(一般病棟入院基本料)は、10対1を安定継続することによる入院基本料収入の増加 (イ)広告収入等の検討 (ウ)病院経営改善委員会を設置し、具体的な収支改善策を協議及び検討 適正な平均在院日数の維持 (ア)入院診療計画書の徹底及び見直し 紹介患者の増大 (ア)紹介及び救急搬送患者の増加 (イ)救急隊との連携強化 (ウ)救急実習の積極的な受入 適正な診療報酬の請求 (ア)診療報酬明細書の点検体制の強化及び他病院の点検担当者との人事交流 (イ)請求漏れ防止システムの導入 (ウ)未収金防止対策を組織で検討及び実施 (エ)診療報酬審査委員会による保険請求の適正化を推進

団体名  
(病院名)

能登町  
(公立宇出津総合病院)

経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	医療機能の充実	<p>多様なニーズへの対応                      (ア) 外来受付時間及び予約制の見直し                      (イ) 入院及び外来患者満足度調査の実施                      (ウ) 患者(町民)の声「投書箱」の拡充                      (エ) 患者満足度向上を目的とした委員会の設置                      (オ) ホームページの充実</p> <p>医師確保対策                      (ア) 町長及び院長の積極的な大学医局並びに地元出身医師への働きかけ                      (イ) 医師の柔軟な勤務形態の促進                      (ウ) 医師の雇用環境の整備                      (エ) 待遇改善及び他院との差別化</p> <p>看護師の確保対策                      (ア) 近隣の看護師養成施設との連携強化                      (イ) 未就労看護師を対象とした復帰プログラムの強化                      (ウ) 育児・介護短時間勤務制度の充実                      (エ) 地域の中学校との連携</p> <p>地域連携                      (ア) 能登町医療介護連絡協議会の充実                      (イ) 地元医院の臨床検査受け入れの拡充                      (ウ) 救急外来施設及び高度医療機器の利用促進                      (エ) 広報活動の強化推進                      (オ) 「診療科案内」等の小冊子の作成                      (カ) 救急隊との連携強化                      (キ) 診療所、介護施設との連携強化                      (ク) 医商工連携による新産業創出の推進                      (ケ) 患者満足度調査の実施</p> <p>医薬分業の強化及び薬剤管理指導業務の拡大                      (ア) 病棟における薬剤管理指導業務の拡大                      (イ) 在宅患者訪問薬剤管理指導業務の導入による増収                      (ウ) 地域薬局との連携強化による機能分担の強化                      (エ) 医薬連携研修会の実施</p>				
		職員の意識改革	<p>院内組織の再編                      病院長の医局員への指導體制の充実                      各科症例検討会及び医師会合同症例検討会の拡充                      目標管理及び意識改革を目的とした各部門ミーティングの実施                      職員研修機会の拡充                      経営状況及び直面している諸課題等を全職員が共通認識するための情報発信</p>				
	各年度の収支計画	別紙1のとおり					
	その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	68.10%	18年度	67.60%	19年度
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>当院は、過去3年間病床利用率が70%を下回っており、人口及び医師数の減少による患者数の減や、看護師の人材確保が困難なことが影響し低迷している。今後は、現在の病床数188床から120床(平成21年度～)程度に削減し過剰病床の解消を図る。また同時に看護基準「10対1」を維持していく。                      当院は、建設以来17年が経過しており、院内の空調設備が老朽化しているため平成20～21年度に事業費3.7億円(企業債3.7億円)程度の空調設備改修工事を予定している。</p>					

団体名  
(病院名)

能登町  
(公立宇出津総合病院)

二次医療圏内の公立病院等 配置の現況	能登北部医療圏(市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院)	
都道府県医療計画等における 今後の方向性	地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化することにより、地域医療ネットワークを構築する。	
再編・ネットワーク化計画の概要 及び当該病院における対応 計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合、 検討・協議の方向性、 検討・協議体制、 検討・協議のスケジュール、 結論を取りまとめる時期を 明記すること。	<時期>  平成23年度を目標として対応計画を策定予定。	<内容> 検討・協議の方向性 石川県においては、平成20年3月に策定した「石川県医療計画」に基づき、平成22年度までに、医療計画に定める4疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病)5事業(周産期、小児、救急、災害、へき地)について、公立病院をはじめ医療関係者との協議により、圏域毎の医療連携体制のあり方を示す「再編・ネットワーク化構想」を策定する予定である。また、平成24年度には、医療計画の改定を行うことから、これに伴って、「再編・ネットワーク化構想」を見直すこととする。 検討・協議体制 「石川県医療計画推進委員会」および「能登北部地域医療協議会」 検討・協議のスケジュール 平成22年度までに県が示す「再編・ネットワーク化構想」に基づき、平成23年度に対応計画を策定する。 また、平成24年度に県が「再編・ネットワーク化構想」を見直すため、これに基づいて、25年度の次期改革プランの改定に反映する。
経営形態の現況  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人  <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用  <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度  <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合、 検討・協議の方向性、 検討・協議体制、 検討・協議のスケジュール、 結論を取りまとめる時期を 明記すること。	<時期>  平成22年度	<内容> 経営形態については、現状(一部適用)のままで、民間的経営手法の導入を図り、患者満足度の高い改革を実現する。 また、現在発生している不良債務の解消を図るため、今まで以上に明確な経営戦略に基づいた経営改革を進めていくことが必要不可欠である。 ただし、今後計画の進捗状況が悪化する場合は、地方公営企業法の全部適用、或いは指定管理者制度へ移行することを視野に入れ、協議することとします。 公立宇出津総合病院経営改善委員会 公立宇出津総合病院運営審議会
点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)		
点検・評価の時期(毎年 月 頃等)		
その他特記事項		

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医 業 収 益 a	2,256	2,206	2,075	2,161	2,161	2,161
	(1) 料 金 収 入	2,149	2,097	1,968	2,051	2,051	2,051
	(2) そ の 他	107	109	107	110	110	110
	うち他会計負担金	48	48	48	48	48	48
	2. 医 業 外 収 益	142	107	180	146	146	142
	(1) 他会計負担金・補助金	95	90	174	139	138	134
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	7	10	1	1	1	1
	(3) そ の 他	40	7	5	6	7	7
	経 常 収 益 (A)	2,398	2,313	2,255	2,307	2,307	2,303
	入	1. 医 業 費 用 b	2,418	2,305	2,259	2,206	2,190
(1) 職 員 給 与 費 c		1,289	1,247	1,180	1,161	1,133	1,109
(2) 材 料 費		594	519	485	466	466	460
(3) 経 費		220	220	283	275	268	268
(4) 減 価 償 却 費		108	108	103	101	120	120
(5) そ の 他		207	211	208	203	203	203
2. 医 業 外 費 用		172	163	159	104	103	98
(1) 支 払 利 息		129	123	117	65	65	60
(2) そ の 他		43	40	42	39	38	38
経 常 費 用 (B)		2,590	2,468	2,418	2,310	2,293	2,258
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	192	155	163	3	14	45
	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	2	7	6	8	2	2
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	2	7	6	8	2	2
	純 損 益 (C) + (F)	194	162	169	11	12	43
	累 積 欠 損 金 (G)	413	575	744	755	743	700
	流 動 資 産 (ア)	430	421	364	363	363	363
	流 動 負 債 (イ)	549	642	709	683	619	530
	うち一時借入金	400	480	620	585	510	408
	翌年度繰越財源(ウ)						
不良債務	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
	差引 不良債務 (オ)						
	{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	119	221	345	320	256	167
	単 年 度 資 金 不 足 額	119	102	124	25	64	89
	経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92.6	93.7	93.3	99.9	100.6	102.0
	不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	5.3	10.0	16.6	14.8	11.8	7.7
	医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	93.3	95.7	91.9	98.0	98.7	100.0
	職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	57.1	56.5	56.9	53.7	52.4	51.3
	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	119	221	345	320	256	167
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$	5.3	10.0	16.6	14.8	11.8	7.7
地方公共団体の財政の健全化に関する法律 上の資金不足比率	5.3	10.0	16.6	14.8	11.8	7.7	
病 床 利 用 率	67.6	64.6	53.5	91.6	91.6	91.6	

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= 「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出す。

例) 22年度単年度資金不足額 30百万円 = 「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	能登町 (公立宇出津総合病院)
--------------	--------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
	1. 企業債	49	24	1,298	84	26	29
収	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	87	94	104	116	120	127
	6. 国(県)補助金	7		2	6	3	4
	7. その他						
	収入計 (a)	143	118	1,404	206	149	160
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	143	118	1,404	206	149	160
支	1. 建設改良費	56	26	417	90	29	33
	2. 企業債償還金	133	142	1,044	181	188	201
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他			5	5	5	5
	支出計 (B)	189	168	1,466	276	222	239
差引不足額 (B) - (A) (C)	46	50	62	70	73	79	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計 (D)	0	0	0	0	0	0
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	46	50	62	70	73	79	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)	46	50	62	70	73	79	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 143	( ) 138	(49) 213	( ) 177	( ) 176	( ) 172
資本的収支	( ) 88	( ) 93	( ) 101	( ) 116	( ) 120	( ) 127
合計	( ) 231	( ) 231	( ) 314	( ) 293	( ) 296	( ) 299

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。